



## 「安全衛生推進者養成講習会」開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者（又は衛生推進者）の選任が義務付けられています。また、最新の災害統計においても第三次産業の中で小売業等の労働災害が増加しています。従来の製造業・建設業・運送業等も含めて災害発生防止のためにも、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和7年12月2日(火)9時30分～16時05分(受付時に本人確認を行います)  
12月3日(水)9時20分～15時40分(2日目の開始時刻注意)
2. 場 所 青色会館 5階 会議室 (小田原市本町2-3-24)
3. 講習内容 1)安全管理(2H)  
2)危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(2H)  
3)衛生教育(1H) 4)作業環境管理 及び作業管理(2H)  
5)保持増進(1H) 6)関係法令(2H)
4. 会 費 **【会員】 14, 140円** (受講料11,470円、テキスト代1,070円、弁当代(2日分)1,600円)  
**【一般】 14, 500円** (受講料11,470円、テキスト代1,430円、弁当代(2日分)1,600円)
5. 定 員 **36名**
6. 申込方法 NET申込 ※参照
7. 持 参 品 **当日受付にて証明書等(下記例示)をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。**  
① 国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)  
② 住民基本台帳(住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本(謄本)  
③ 健康保険被保険者証(健康保険証) ④ パスポート(旅券) ⑤ 学生証、卒業証明書  
⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書  
⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証  
⑧ " 再交付技能講習修了証
8. 申込期限 11月20日(木)まで
9. 申込取消 11月26日(水)まで **それ以降は受講料の返金はできませんので、ご了承下さい。**

※当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。

※修了証発行のため**氏名は戸籍上の漢字、生年月日の正確な入力をお願いいたします。**

\*\*\*\*\*

### 【※ NET申込みの方法】

小田原支部ホームページからの **NET申込**

NET申込み方法については、**次ページフロー** を参照ください。

### 【NET申込みのメリット】

- ① 会員様は会員価格から、更に「300円引き」になります。(一部適用外講習あり)
- ② 受講票／適格請求書／申込明細 が申し込み段階で、印刷出力することが出来ます。
- ③ NETメンバー登録が必要ですが、一度登録すれば、以降、事業場基本情報の入力は不要になります。

## 【小田原支部ホームページからのNET申込み方法】

